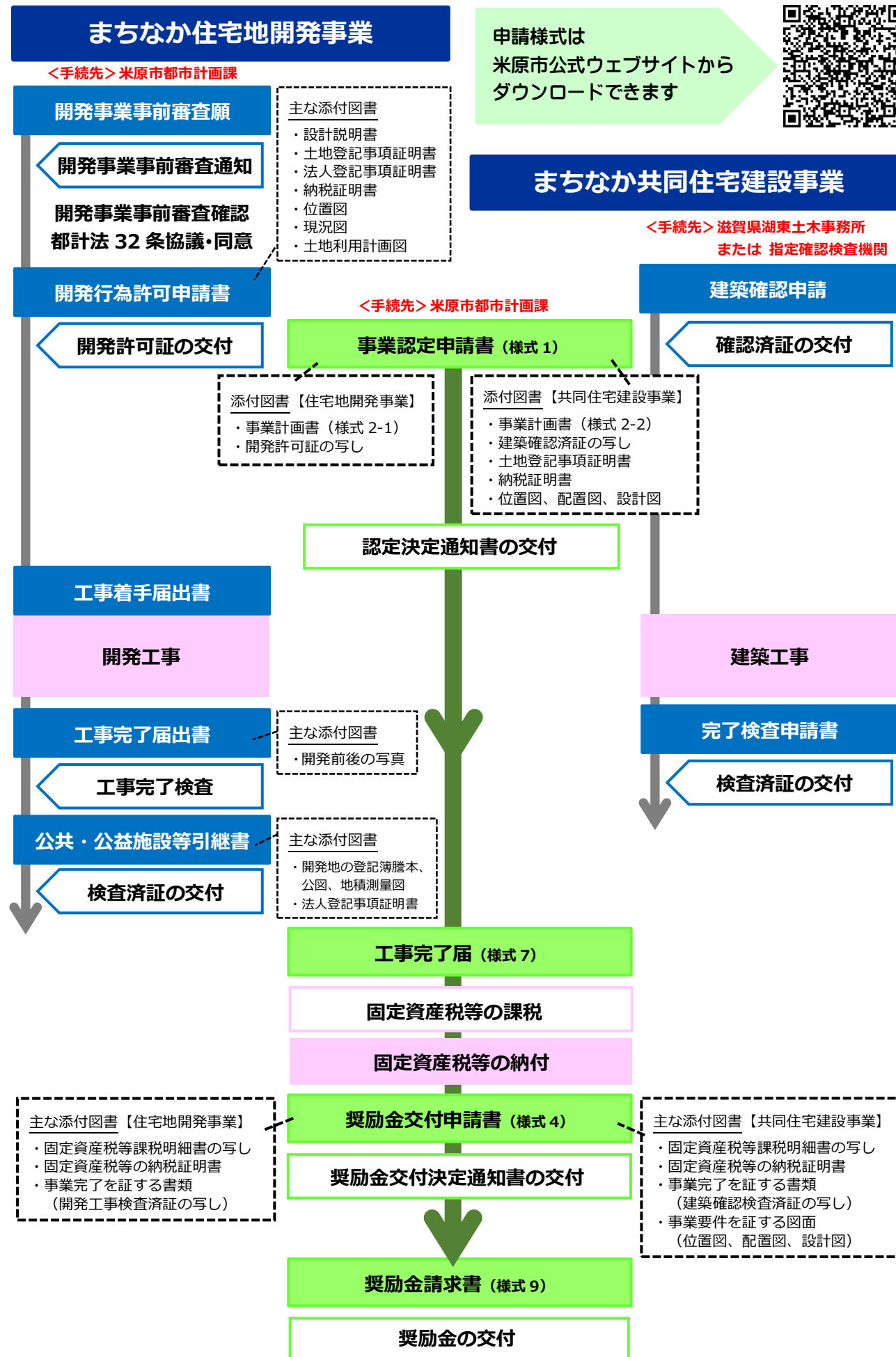


対象事業の認定・奨励金の交付のながれ



まちなか住まい供給事業奨励制度

米原市は、市街地における定住人口の増加を図り、賑わいや活力にあふれる市街地づくりに寄与することを目的とし、駅前や駅近等の「まちなか」において一定の要件を満たす住宅または住宅地を供給する事業に対する奨励制度を設けています。

奨励対象事業

1 まちなか住宅地開発事業（分譲宅地・建売分譲住宅など）

対象事業者	市が定める基準に適合した住宅地開発を実施する法人
対象区域	まちなかにおける宅地利利用促進区域として指定する区域（詳しくは次頁）
対象事業の主な要件	【都市拠点】 - 都市計画法に基づく開発許可を得て行われる事業であること。 - 区画数が 30 区画以上であること。 - 宅地 1 区画の面積が 180 ㎡以上であること。 【生活交流拠点】 - 都市計画法に基づく開発許可を得て行われる事業であること。 - 宅地 1 区画の面積が 200 ㎡以上であること。

2 まちなか共同住宅建設事業（分譲マンション・賃貸アパートなど）

対象事業者	市が定める基準に適合した共同住宅を建設する個人または法人
対象区域	まちなかにおける宅地利利用促進区域として指定する区域（詳しくは次頁）
対象事業の主な要件	【都市拠点】 - 敷地が面積 1,000 ㎡以上であること。 - 建物階数が地上 3 階建以上であること。 - 分譲住宅は、専用面積 55 ㎡以上の住戸が 30 戸以上かつ全戸数の 2/3 以上、賃貸住宅は、専用面積 45 ㎡以上の住戸が 20 戸以上かつ全戸数の 2/3 以上であること。 - 住宅各戸に、玄関、便所、浴室、台所および居室を備えていること。 - 店舗、事務所等を併存する場合は、住宅部分の床面積が 2/3 以上であること。

※上記のほか・開発区域または建築敷地に災害ハザードエリアに該当する土地を含まないもの
 ・市の他の補助金等の交付対象でないものなどの要件があります。

奨励金の額

奨励対象事業の土地・建物の固定資産税・都市計画税の相当額を、事業完了後の課税初年度から 3 年間交付します

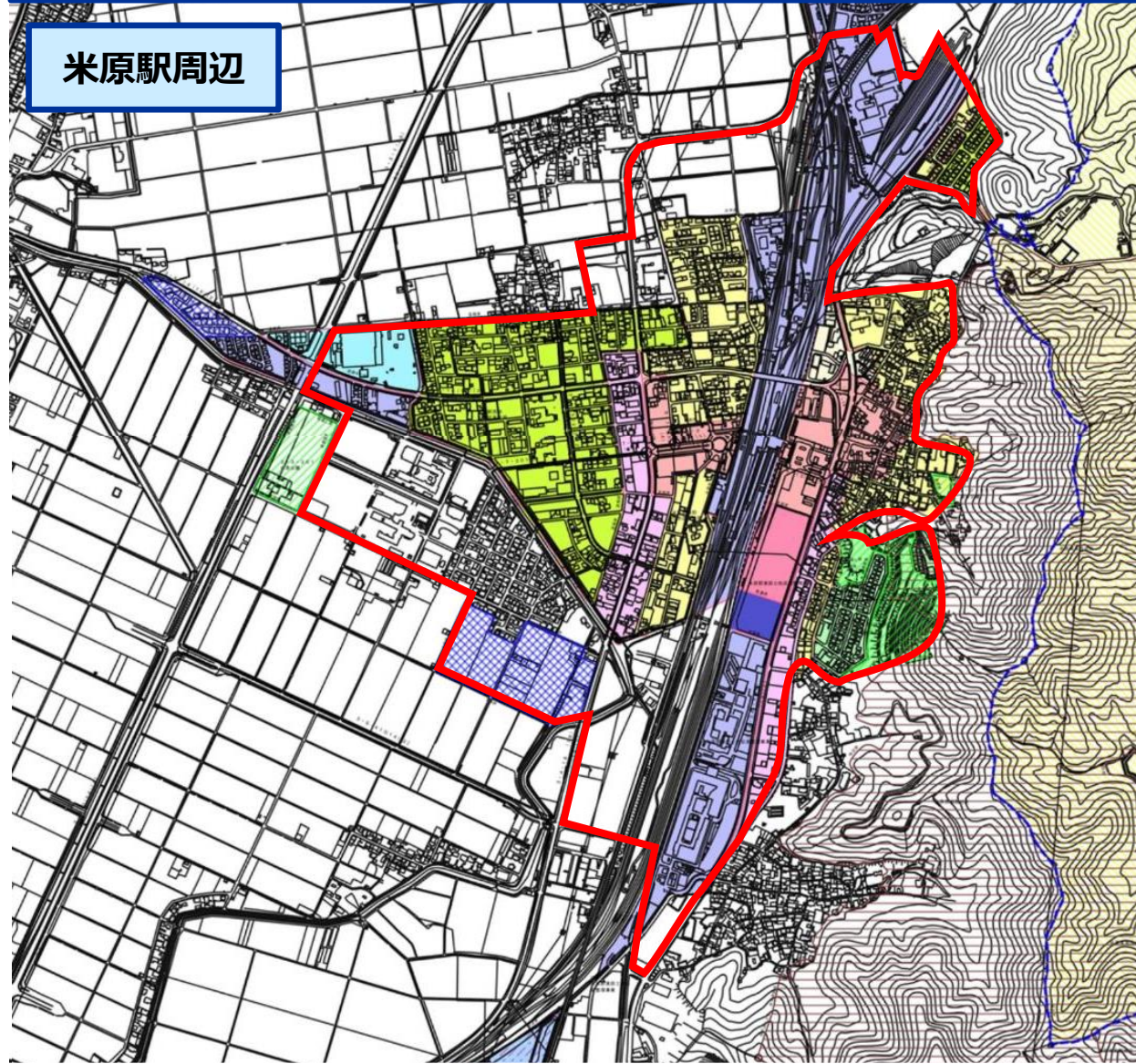
米原市役所（本庁舎） まち整備部 都市計画課
 〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地
 【TEL】 0749-53-5144 【Email】 toshi@city.maibara.lg.jp

詳しくは、米原市
 公式ウェブサイト
 をご覧ください。

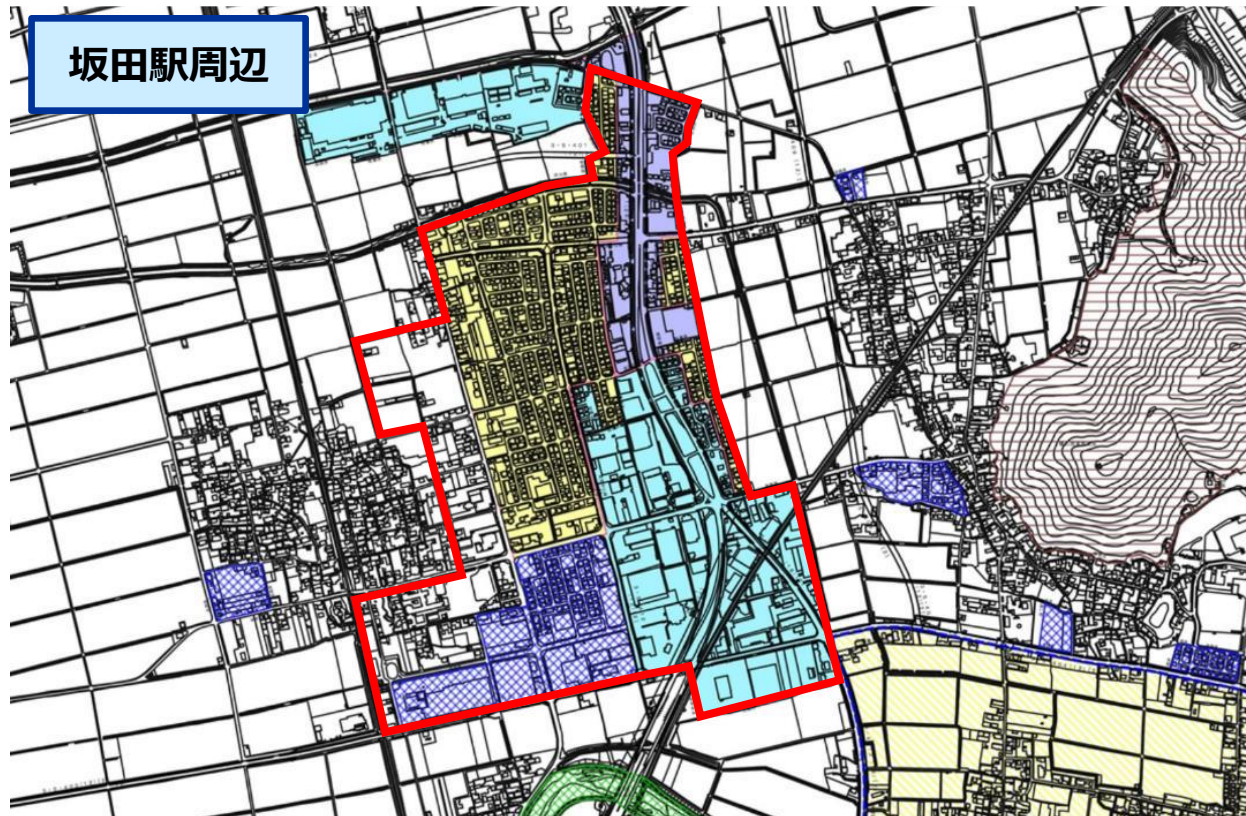


宅地利用促進区域【都市拠点】

米原駅周辺

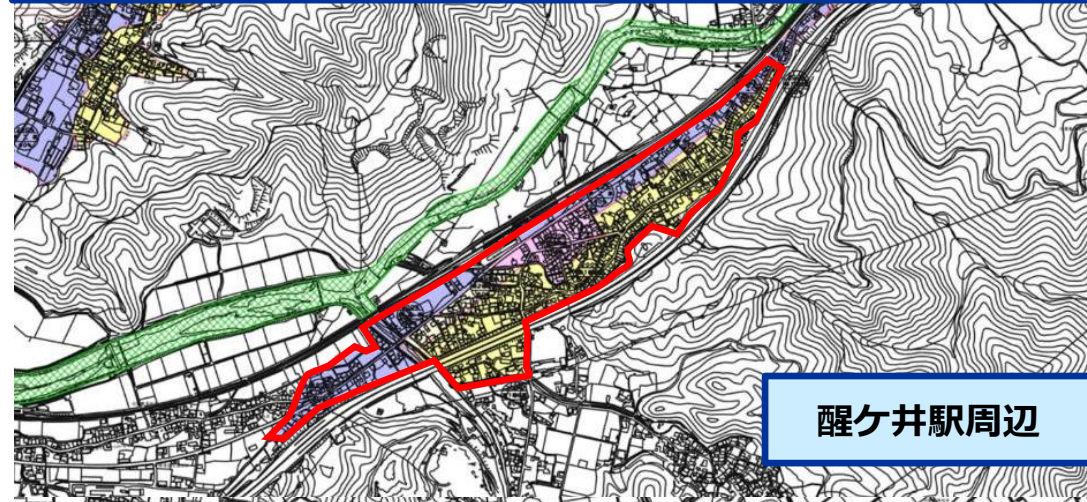


坂田駅周辺

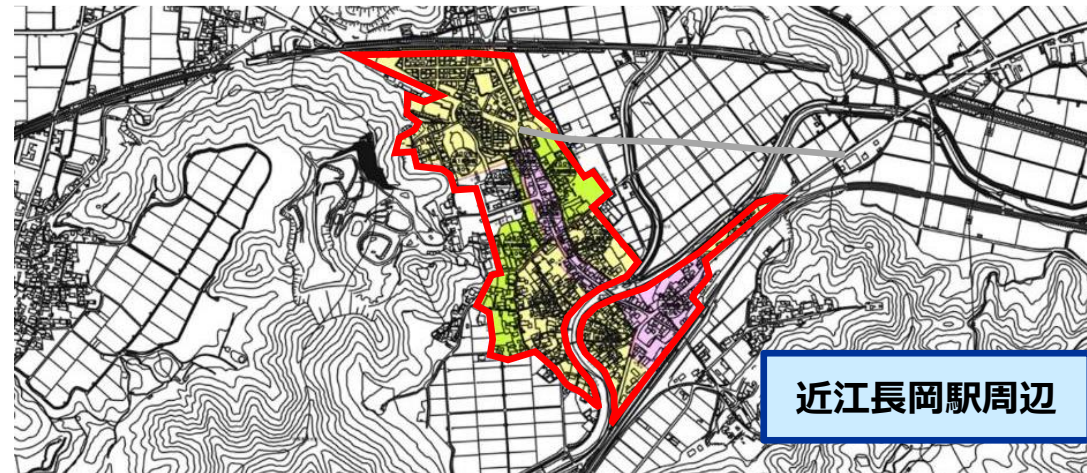


宅地利用促進区域【生活交流拠点】

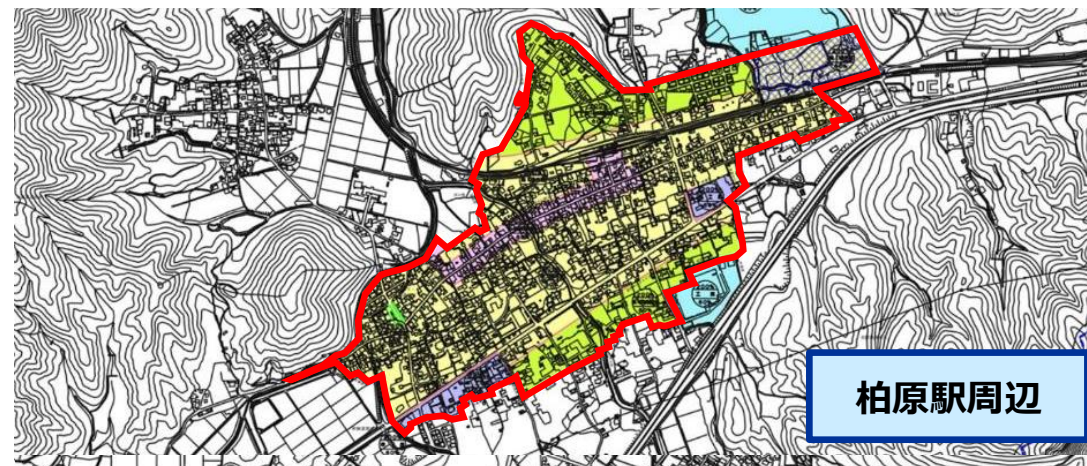
醒ヶ井駅周辺



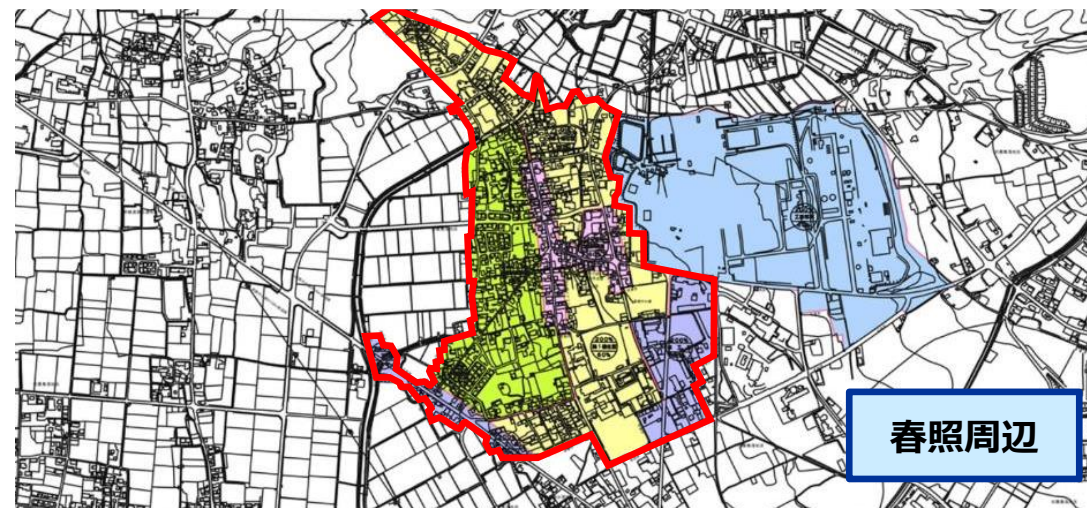
近江長岡駅周辺



柏原駅周辺



春照周辺



宅地利用促進区域

- ・宅地利用促進区域は、米原市まちなか住まい供給促進条例に基づく奨励対象区域です。
- ・左図は、令和6年7月1日時点の指定区域です（令和6年米原市告示第172号）。指定区域は、区域内外の土地利用状況等により変更する場合があります。
- ・宅地利用促進区域には、法令等により宅地利用が制限される土地が一部含まれます。区域指定により法令等による制限が緩和されるものではありません。
- ・この地図は、宅地利用促進区域のおおむねの位置・範囲を示すものです。特定の土地が区域内にあるか確認したい場合は、必ず問合せください。

（問合せ先）
 米原市役所（本庁舎）
 まち整備部都市計画課
 〒521-8501
 滋賀県米原市米原 1016 番地
 Tel：0749-53-5144
 Email：toshi@city.maibara.lg.jp